

○北海道警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する規程

北海道警察本部訓令第14号

平成4年7月1日

改正 平成15年7月1日警察本部訓令第14号、25年7月18日第8号

北海道警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する規程を次のように定める。

北海道警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察のシンボルマーク及びシンボルマスコットの制定に関し必要な事項を定め、もって道民から親しまれ、信頼される警察の確立等に資することを目的とする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークの形象及び主旨は、付図第1のとおりとする。

(シンボルマスコット)

第3条 シンボルマスコットの形象及び主旨は、付図第2のとおりとする。

2 シンボルマスコットの愛称は、「ほくとくん」とする。

(商標権)

第4条 シンボルマーク並びにシンボルマスコット及びその愛称は、一般財団法人北海道警察職員互助会が商標権を有する。

(総合管理)

第5条 シンボルマーク及びシンボルマスコットの取扱いに関する管理は、警務部厚生課において行う。

附 則

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年北海道警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

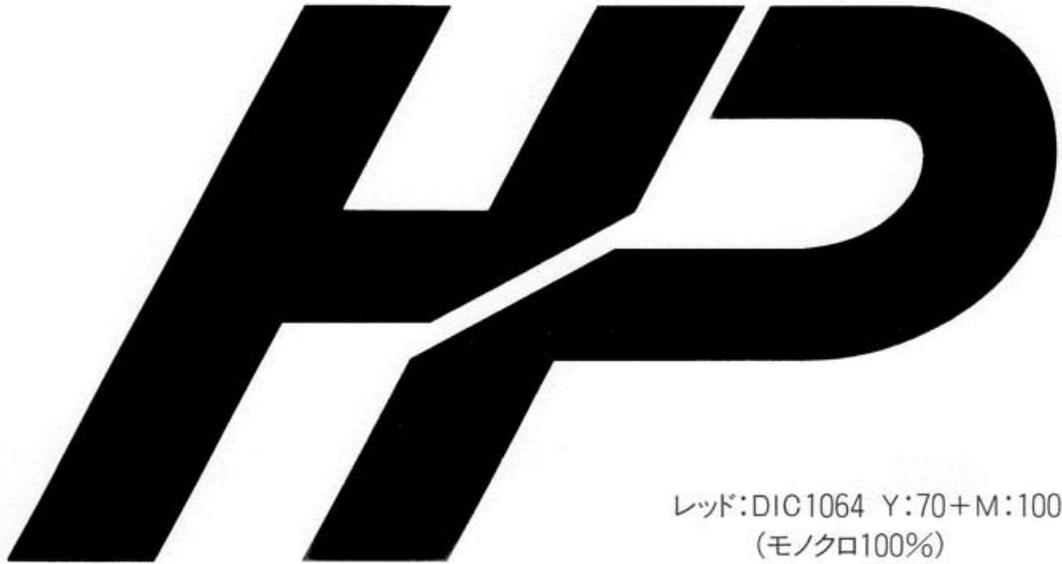
附 則 (平成25年北海道警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成25年7月18日から施行する。

付図第1（第2条関係）

北海道警察シンボルマーク〔HPマーク〕

1 シンボルマークの形象



2 シンボルマークの主旨

HPマークは、

Hokkaido（北海道）

Police（警察）

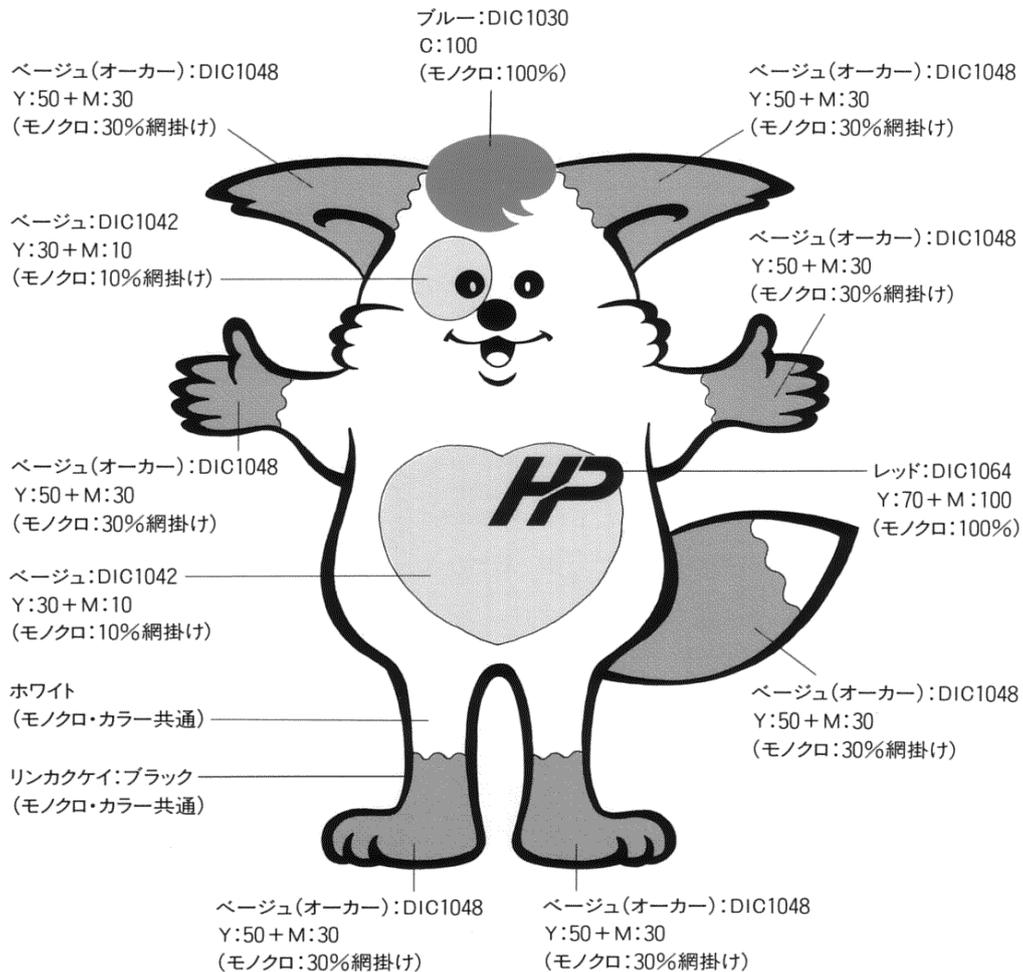
People（道民）

の頭文字を図案化し、道民とともにある力強い警察を、情熱的で勇気あるレッドカラーで表現したものである。

付図第2 (第3条関係)

北海道警察シンボルマスコット (愛称「ほくとくん」)

1 シンボルマスコットの形象



2 シンボルマスコットの主旨

(1) 北海道に棲む、うさぎ、ふくろう、馬、きつねなどの動物たちをヒューマンにイメージ合成したオリジナルマスコットで、

- ・ 大きな耳で道民の意見や要望をよく聴き期待にこたえる
- ・ よく見える目で事件や事故から道民の安全を守るために、24時間パトロールする
- ・ 速い足で事件や事故に素早く対応する

など、道民生活の安全と平穏を守る北海道警察の在るべき姿を表現したものである。

カラーリングのブルーは、北海道のさわやかな自然と無限の青空、そして若々しく希望に満ちた警察を、ホワイトは、北海道の真っ白な雪と公正な警察を、ベージュは、人間的な温かみのある警察をそれぞれ表したものである。

(2) 愛称「ほくとくん」は、北の夜空にあって輝く北斗星を、北海道の輝く未来とともに、犯罪や事故のない明るく住みよいまちづくりのために、昼夜の別なく活躍する北海道警察の姿に例えて命名したものである。